

児童通所支援の手続きのご案内



阿波市社会福祉課 障がい福祉係

〒771-1695

阿波市市場町切幡字古田 201-1

TEL 0883-36-6812 FAX 0883-36-5158

① 市役所で支給申請をする・市の聞き取り調査を受ける

市役所1階の社会福祉課 障がい福祉係で、通所給付費（児童通所支援）の支給申請をしてください。申請には、保護者及び本人のマイナンバーがわかるものを持参してください。申請時もしくは後日、保護者及び本人から聞き取り調査（約1時間）を行います。

※③利用する事業所、④指定障害児相談支援事業者は、申請までに決めておく方が望ましいです。

② 主治医等の意見書を提出する

療育手帳等を取得されていない方は、主治医等の意見書が必要となります。かかりつけ医がない場合は、ご相談ください。

③ 利用する事業所を決める

県の指定を受けた事業所の中から利用したい事業所を選び、見学に行くなどして、利用が可能か、どのくらいのペース（週1回等）で利用するかなどを、できるだけ具体的に決めてください。

※指定事業所は、WAM NET（ワムネット）の『障害者福祉』のページから検索できます。 URL <http://www.wam.go.jp/>

また、「徳島県オープンデータポータルサイト」の「【徳島県】障がい児・者サービス事業所（施設）一覧」の「障害児通所支援事業所・入所支援施設一覧」でも調べることができます。

URL <https://ouropendata.jp/dataset/1719.html>

④ 指定障害児相談支援事業者との契約・障害児支援利用計画案の作成

通所支援の利用には、心身の状況や生活環境、サービス利用に関する意向やその他の事情等にもとづいた「障害児支援利用計画案」が必要となります。

県の指定を受けた障害児相談支援事業者の中から依頼したい事業者を選び、障害児支援利用計画案の作成を依頼してください。なお、計画作成に係る費用については、自己負担はありません。

（裏面につづく）

⑤ 障害児支援利用計画案の提出

契約した相談支援事業所から交付を受けた利用計画案を社会福祉課障がい福祉係へ提出します。

※障害児支援利用計画案の提出がなければ、支給決定はできません。

⑥ 支給決定、受給者証の交付

市は、提出された申請書に基づき、支給決定の認定がなされた申請者（保護者）に対し、「通所給付費支給決定通知書」「障害児相談支援給付費支給通知書」「通所受給者証」を交付します。

⑦ サービス提供事業所と利用契約を結び、利用を開始

通所給付費支給決定通知書および通所受給者証が交付されたら、記載されている支給決定期間などの内容をよく確認した上で、利用される事業所と契約をおこない、利用を開始してください。

指定障害児相談支援事業者は、障害児支援利用計画を作成し、保護者に交付します。また、作成した計画の写しを社会福祉課へ提出します。

⑧ モニタリング

指定障害児相談支援事業者は、受給者証に記載されているモニタリング期間ごとにサービスの利用状況を検証し、利用計画の見直しを行います。

●利用者負担について

利用者が負担する金額は、児童通所支援に係る費用の1割ですが、世帯の所得状況により、負担上限月額が下の表のとおり決められています。

生活保護・市町村民税非課税世帯	0円
市町村民税所得割額28万円未満の世帯	4,600円
市町村民税所得割額28万円以上の世帯	37,200円

ただし、就学前のお子さんを支援するため、満3歳になって初めての4月1日から3年間は、利用者負担は無料となります。